

ふくしまの復興・再生に関する要求書

【平成29年8月】



福島県町村議会議長会
会長 村上昭正

ふくしまの復興・再生に関する要求

本県に未曾有の被害をもたらした東京電力福島第一原子力発電所事故から6年余が過ぎるが、この間、我々町村議会は地域の代表として、住民の安全・安心の確保、そして、本県の早期復興に一丸となって邁進してきたところである。

今春には、帰還困難区域を除く大部分の避難指示区域が解除され、また、帰還困難区域も将来の解除に向けた方針が政府より示されるなど、本県復興に向けた明るい兆しがある一方、現在も多くの県民が避難生活を余儀なくされている。

加えて、原発事故に伴う風評により本県の農業や観光業等は停滞を続けており、また、国内外が注視する廃炉・汚染水対策も、使用済燃料や燃料デブリの取り出しやトリチウムを除去できず増え続けている汚染水の処理といった前例のない困難な課題を抱え、予断を許さない状況にあり、本県の復興はまだまだ道半ばである。

よって、本県が真の復興・再生を果たすため、次の事項の実現を強く要求する。

1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、国内外の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、また、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を図ること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業員の健康管理の徹底、作業環境の改善や労働災害の防止対策の実施による、作業員が安定的に、安心して働くことのできる環境整備にさらに取り組むこと。
- (4) 情報公開及び迅速な通報・連絡を徹底すること。また、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく説明し、不安の解消に努めること。

- (5) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び事業者の責任において、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。
- (6) トリチウムを含む処理水の処理にあたっては、原発事故により今も苦難が続く本県漁業関係者の理解が得られる処理方法を構築すること。

2. 福島第二原子力発電所の廃炉

原発事故という未曾有の事故により、今も苦難を強いられている本県の実情を重く受け止め、福島第二原子力発電所の再稼働に関する県民理解は到底得られないことから、全基廃炉を早急に決断すること。

3. 損害賠償等

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求への迅速な対応など被害者優先の親身な賠償を行うこと。
- (2) 東京電力「福島復興本社」の機能強化はもとより、本県の実情や被害者の声をしっかりと把握したうえで、誠意をもって迅速に賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を社員をはじめすべての関係者が厳守すること。
- (3) 賠償請求手続きについては、被害者の負担軽減を進めるとともに、全ての被害者が確実に賠償請求できるよう、必要な相談体制をしっかりと確保し、賠償請求未了者への請求手続きの一層の周知と相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底すること。
- (4) 避難指示区域内の商工業等に係る営業損害の一括賠償については、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応するとともに、事業の再建に向けた帰還、移転等に伴う追加的費用についても確実に賠償すること。

また、避難指示区域外の営業損害の一括賠償については、定性的要因を積極的に採用するなど、原子力災害との因果関係の確認を簡易な方法で柔軟に対応させるとともに、個別具体的な事情による損害についても誠意をもって対応すること。

- (5) 避難指示区域内の農林業に係る営業損害に対する賠償については、被害者が一日も早く生活や事業の再建を果たせるよう、一括賠償を確実に迅速に行うこと。

また、平成30年1月以降の避難指示区域外の賠償基準等については、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえたうえで策定するとともに、依然として本県農林水産物への風評被害が発生していることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続すること。

- (6) 避難指示解除後の賠償が継続する「相当期間」については、避難指示解除後の現状をしっかりと把握したうえで、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事案に応じて対応し、生活や事業の再開のための必要な期間を確実に確保すること。

- (7) 「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」については、積極的に受け入れ、迅速に賠償すること。

- (8) 住民の安全・安心を守るため、地方公共団体が行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであるので、最後まで確実に賠償すること。

- (9) 原子力災害により喪失又は減少した財物の価値や避難指示等により長期間管理不能となった庁舎等の修繕費等、地方公共団体の財物に関する損害について、市町村等の意向を十分に踏まえた賠償基準を早急に示し、速やかに賠償すること。

また、市町村や財産区が保有する森林についても賠償対象とし、速やかに賠償すること。